

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

平成30年9月14日

建設交通部指導検査課

建設工事における社会保険等加入対策の取組強化について

京都府では、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保などの観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入対策として、これまでに、社会保険等に未加入の建設業者を入札に参加させないとともに、「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」により、下請業者にも社会保険等に関する法令遵守を求めてきたところです。

この度、発注者として、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等により、公平で健全な競争環境を構築するため、下記のとおり取組を強化します。

記

1 内容

平成30年10月1日以降に入札公告等を行う工事を対象として、契約書において、社会保険等に未加入である建設業許可業者^{※1}が一次下請負人になることを禁止します。

※1「建設業許可業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいいます。

- ・ 建設業許可業者である下請負人が社会保険等の適用除外でないにもかかわらず未加入であると判明した場合は、受注者に対して、当該下請負人への加入指導を求めます。
- ・ 前記において、受注者が発注者の指定する期間内^{※2}に加入が確認できる資料を提出できない場合は、契約違反として、発注機関の長からの口頭注意や未加入である下請負人にかかる保険担当機関への通報等を行います。

※2原則30日以内。特別な事情がある場合は60日以内。ただし、受注者と京都府の契約期間内。

2 今後の取組

取組強化の効果を検証した上で、二次以下の下請企業への対象拡大や法定福利費の内訳明示、契約違反時のペナルティなども検討します。